

入札説明書

県・市町・中小企業等在宅勤務用システム基盤改修業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

県・市町・中小企業等在宅勤務用システム基盤改修業務

(2) 委託業務の内容・条件

別添「県・市町・中小企業等在宅勤務用システム基盤改修業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約日から令和4年11月30日（水）

(4) 業務遂行の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第3号館県

クラウド作業室ほか

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

- ア 申込書（様式第2号）
- イ 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 84円切手を貼付し、下記(3)の住所を記載した返信用封筒（定形長3）

(2) 提出期間

令和4年6月14日（火）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

兵庫県企画部デジタル改革課（兵庫県庁第3号館12階（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号））

(4) 提出方法

前記(2)の期間に(3)の場所へ直接持参し提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出については、令和4年6月23日（木）午後5時までに(3)の住所に必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認

- ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和4年6月27日（月）午後5時までに一般競争入札参加資格通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(6) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

入札に参加を希望する者は、仕様との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式第5号）を提出すること。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることは認めない。

(1) 受付期間

令和4年6月14日（火）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

前記3(3)に同じ。

(3) 仕様確認に係る提出書類

ア 実施体制に関する書類（様式任意）

・仕様書6(1)及び(2)記載の体制・担当者スキル等を確認できる体制表

(4) 質問方法

ア 質問書を電子メール又は持参により提出すること。

イ 電子メールによる送信にあたっては、7MB以下の容量で、パスワード付き圧縮ファイル（ZIP形式）とし、パスワードは別メールで通知すること。

ウ 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。

エ 現行システムに関する資料閲覧を求める場合は、質問内容欄に必要な資料を記載すること。

(5) 資料閲覧

(4)エの閲覧請求のあった資料のうち、開示可能なものについては請求者は次により閲覧することができる。

ア 閲覧期間

令和4年6月14日（火）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁内
（会議室は県が指定する。）

ウ 閲覧上の注意

- ・ 県の指定する秘密保持誓約書（様式第11号）に記名の上、閲覧前に県に提出すること。
- ・ 一回あたりの閲覧時間は1時間程度とする。閲覧回数は原則制限しない。
- ・ 閲覧時に個々の内容に関する質問に応じることはできない。

(6) 仕様確認の結果

令和4年6月24日（金）午後5時までに入札参加者に連絡する。

(7) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 回答閲覧期間

令和4年6月24日（金）から同年6月30日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記3(3)に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 前記3(3)に同じ。

(2) 日時 令和4年6月14日（火）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 入札及び開札場所

兵庫県庁第3号館12階会議室

(2) 入札及び開札日時

令和4年7月1日（金）午前11時

(3) その他

ア 名簿の登録申請を行った者から審査の終了前に入札書が提出された場合においては、その者が開札の日時までに入札参加資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理する。

イ 入札前に確認通知書の写しを提出すること。

ウ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第6号）を提出すること。また、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の記名及び押印をすること。

エ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

オ 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

カ 入札書等に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 開札

開札は、入札書等の提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合において、再度入札が実施された場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

8 入札書の提出方法

前記7の入札・開札の日時及び場所に直接入札書（様式第7号）を持参すること。

ただし、郵送等による入札については、入札書及び確認通知書の写しを封筒に入れ封印し、表封筒に「令和4年7月1日開札 県・市町・中小企業等在宅勤務用システム基盤改修業務入札書在中」の旨朱書きし、入札者の名称又は商号及び代表者の氏名を記載のうえ、令和4年6月30日（木）午後5時までに書留郵便により前記3(3)の住所に必着のこと。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で記入すること。
- (2) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- (3) 入札金額は、業務委託期間の委託料総額とすること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の辞退

前記3(5)により入札参加資格を認められた者において、入札書を提出する

までは、入札辞退届（様式第8号）により入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和4年6月30日（木）正午までに納入すること。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則（昭和39年規則第31号。以下「財務規則」という。）第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

イ 前記アのただし書きの入札保証保険の保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和4年6月30日（木）以前の任意の日を開始日とし、同年7月7日（木）以降を終了日とすること。

ウ 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

エ 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本項に置いて同じ。）は、落札者決定後これを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。なお、入札予定額を上回る金額で入札を行った者については、入札終了後直ちに還付する。

オ 入札を辞退した者は、落札決定後これを還付する。

カ 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収書等を県に提出するものとする。

キ 前記エのただし書きの規定にかかわらず、落札者から申し出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

ク 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

ケ 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、県に属する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する

場合は、この限りではない。

イ 前記アのただし書きの履行保証保険契約の保険期間は、契約期間とし、履行保証保険証券は、契約満了の日まで県が保管する。

12 無効とする入札

- (1) 前記2に示した入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。
- (4) 入札保証保険の保険期間が前記11(1)イに規定する期間に満たない者の入札は無効とする。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1(1)の委託業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札書【再入札用】(様式第9号)により直ちに再度の入札を行う。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 入札保証金(入札保証金に変わる担保の提供を含む。)の納入を求められた場合、入札保証金が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合、保険期間は前記

11(1)イを満たすこと。

- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状（様式第6号）を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 検査

検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者及び契約締結を拒否した者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県企画部デジタル改革課

電話番号 (078)341-7711 内線2281

電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp